

## 「農村生活研究」投稿編集要領

1. 本誌への投稿は原則として会員に限る。ただし、共同執筆は会員以外の者も含めるが、代表執筆者 (corresponding author) は会員とする。
2. 本誌の内容は、巻頭言、論説、論文、報文、シンポジウム報告、資料、海外事情、現地報告、文献抄録、書評その他を収録する。
  - 1) 巻頭言： 編集委員会において執筆者を依頼する。
  - 2) 論説： 農村生活に関する活動・政策・動向などについての提言。
  - 3) 論文： 農村生活研究に寄与する原著論文で論理的または実証的研究で学術的に価値があり未発表のもの。
  - 4) 報文： 調査報告・計画・設計事例・活動事例などで、新しい知見も含み学術的に価値があるもの。
  - 5) シンポジウム報告： 大会シンポジウムでの報告に基づきまとめたもの。
  - 6) 資料： 広く農村生活に関連して実際面に役立つもの。
  - 7) 海外事情： 海外での研究、国際会議、その他動向を紹介するもの。
  - 8) 現地報告： 現地の優良事例の紹介。
  - 9) 文献抄録： 農村生活研究に関係する内外の出版物、研究報告などの紹介。
  - 10) 書評： 会員の出版物の内容紹介。
  - 11) その他： 地域活動報告等
3. 投稿原稿のうち論文、報文は編集委員会で査読者を選定する。その査読結果にもとづき、編集委員会で掲載の可否を決め、必要に応じて投稿者に修正等の要請をおこなう。このため、2項に定める原稿の種別は、著者の希望に添えない場合もある。
4. 本誌掲載原稿の著作権は本学会に属する。ただし、当該著作者がその著作権を行使することは妨げない。
5. 投稿編集要領および投稿執筆要領の改正は、編集委員会で決定し、理事会の承認を受ける。

令和 6(2024)年 9 月 22 日改正

## 「農村生活研究」投稿執筆要領

1. 原稿は、本投稿執筆要領と書式ファイルに従って作成すること。原稿は刷り上がり書式で作成された MS-Word ファイルおよび PDF ファイルで提出する。書式ファイルは学会ホームページ等に掲示し、そこに記載された注意事項に従って作成する。執筆要領や注意事項に従っていない場合、投稿を受け付けないことがある。
2. 投稿原稿の頁数は、種別が論説、論文、報文、資料、海外事情、現地報告については、要約、図表等を含め刷り上がり 10 頁以内とする。
3. 論説、論文、報文、現地報告、資料、海外事情については、投稿票を添付する。
4. 論文、報文の場合は、英文要約(150 ワード程度)を作成し、キーワード5個程度(英文、和文)を付記する。それ以外の種別は和文要約を作成し、キーワード5個程度(和文のみ)を付記する。
5. 巻頭言、文献抄録、書評は、刷り上がり2頁以内とする。
6. 原稿は、標題、執筆者名、所属(1頁目の下部)、要約、キーワード、本文、注、引用文献の順に記載する。また、英文の標題、所属、著者名を付記する。
7. 原稿は、新かなづかいによるひらがな、常用漢字を用いる。一般的な外国語はカタカナとする。
8. 本文の見出し番号は次の順序による。1. 2. 3. (1)(2)(3)  
1) 2) 3)
9. 本文中の注記については、○○<sup>1)2)3)</sup>のように右肩に記載し、末尾に一括する。
10. 引用文献は、著者名、発行年、論文名、掲載誌名(書名)、巻号、掲載頁の順に記し、原稿末尾に提示する。なお、文中で提示する場合は、(著者名、発行年: 引用頁)のように表記する。

例:

- 1)唐崎卓也(2022)「日本における Community Supported Agriculture(CSA)の展開」農村生活研究, 65(2): 4-7, doi:10.34585/rlsj.65.2\_4  
→(唐崎・2022:5)
- 2) 森川辰夫(2019)『今日に生きる「農家生活リズム」』筑波書房  
→(森川・2019:20)
- 3) 農林水産省経営局就農・女性課「令和4年度 農業委員への女性の参画状況」(令和5年5月15日)  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/attach/pdf/joseiinn-.html>(最終閲覧 2023年5月25日)→(農林水産省経営局就農・女性課・2023)

4) Keith Halfacree, Counterurbanisation in post-covid-19 times, Signifier of resurgent interest in rural space across the global North?, Journal of Rural Studies 110, August 2024: 1-8, doi: 10.1016/j.jrurstud.2024.103378  
→ (Halfacree,2024: 7)

11. 投稿は電子メールによって日本農村生活学会宛に送信する。
12. 論文および報文の掲載にあたっては、掲載料として1万円を徴収する。また、原稿の刷り上がりが制限頁を越える場合、その超過分1頁につき5千円を徴収する。
13. 投稿は、下記宛とする。  
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-4-19  
(株)国際文献社内 日本農村生活学会編集事務局  
E-mail: rlsj-edit@bunken.co.jp  
(FAX) 03-5227-8631  
学会ホームページ <https://www.ruralife.org>
14. 投稿原稿の受付年月日は、編集委員会が投稿者宛に通知した年月日とする。
15. 編集委員会は投稿受付日から概ね2カ月以内に審査し、再審査および掲載の可否を決定し、投稿者に通知する。論文と報文は、2名以上の査読者による意見を勘案して審査する。その他の種別は、編集委員会による検討の上で審査する。
16. 投稿者は、投稿原稿の修正を求められた場合、通知から概ね1カ月以内に、修正意見に対する対応表を付して原稿を再提出する。
17. 投稿原稿の受理年月日は、編集委員会が掲載を決定した年月日とする。受理后、執筆要領等に則した修正を求めることがある。
18. 校正は投稿者が初校時に1回行い、2校以下は編集委員会が行う。校正は原則として校正刷りの誤りや誤字等の訂正に限る。

令和6(2024)年9月22日改正